

平成20年 労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいい、このうち疾病については、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられている。同表第9号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、業務災害と扱われるが、このためには、業務と疾病との間に A がなければならない。例えば、過労死等に関し、平成13年12月には、B の C について、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに通達されている。また、精神障害等に関しては、平成11年9月に、D による精神障害等に係る業務上外の E について、労働省労働基準局長(現厚生労働省労働基準局長)から都道府県労働基準局長(現都道府県労働局長)あてに通達されている。

選択肢

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| ① 加療指針 | ② 蓋然的関係 |
| ③ 器質的障害 | ④ 気管支喘息等の呼吸器疾患 |
| ⑤ 健康診断指針 | ⑥ 治療基準 |
| ⑦ 条件関係 | ⑧ 心理的負荷 |
| ⑨ 申請基準 | ⑩ 申立指針 |
| ⑪ 診断基準 | ⑫ 性的言動 |
| ⑬ 相当因果関係 | ⑭ 肉体的負荷 |
| ⑮ 認定基準 | |
| ⑯ 脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。) | |
| ⑰ 肺がん又は中皮腫疾患 | ⑱ 判断指針 |
| ⑲ 必然的関係 | ⑳ 末梢神経障害又は運動器障害 |

第40回(平成20年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、健康保険法は1点以上、厚生年金保険法及び国民年金法は2点以上)である者
- ② 択一式試験は、総得点48点以上かつ全科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目	出題形式	選択式						択一式									
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	問2	⑬	⑯	⑮	⑧	⑱		E	C	E	C	D	C	D	A	E	B